

介護保険制度の安定的な運営に向けた 財政基盤の強化等について

介護保険制度は、平成12年の制度創設時と比較して、サービス利用者数が3.5倍、516万人（令和3年末時点）となるなど、高齢者の介護になくてはならないものとして定着している。

そうした中、令和3年11月に公表された令和2年「国勢調査」結果では、我が国の高齢者人口は3,602万7千人、高齢化率は28.6%といずれも過去最高となった。今後も増加・上昇が見込まれる中、すでに65歳以上高齢者が負担する保険料基準額の全国平均は制度創設時の2倍を超えており、高齢者の保険料に対する負担感は増大している。

さらに、国が負担する介護給付費負担金の内の5%に当たる調整交付金は、九都県市をはじめとする都市部において構造的に交付割合が低くなる傾向にあり、調整交付金の減額に伴う不足額は、第1号被保険者の保険料に上乘せされている状況である。

一方で、介護人材の不足はますます深刻となっている。特に訪問介護については、第220回社会保障審議会介護給付費分科会資料によると有効求人倍率が15.53倍であり、危機的状況となっている。

また、令和4年度「介護労働実態調査」結果においては、全国の事業所全体の83.5%、中でも23区と指定都市では85%が訪問介護員の不足を感じているという状況である。

さらに、介護支援専門員についても、高齢化の進展に伴い必要数の増加が見込まれる中、実務研修受講試験の受験者数及び合格者数は見込まれる需要に対し増加率が十分でなく、今後更なる人材不足が懸念されている。

しかしながら、介護事業者は、介護報酬により経営を行っているため賃上げも難しく、必要な人材が他産業へ流失しており、処遇改善のための実効性のある対策を早急に講ずる必要がある。

現在、国の社会保障審議会（介護給付費分科会）にて、令和6年度介護報酬改定に向けた議論が行われているところであるが、超高

齡社会にあつて、介護保険制度を将来にわたり持続可能な制度としていくため、以下の事項を要望する。

1 介護保険制度の持続的・安定的な運営を図るため、介護給付費の財源に占める国の負担割合を引き上げ、被保険者の保険料の上昇を抑制する財政措置を講ずること。

また、国の負担割合のうち、調整交付金の割合にあたる5%は定率分として交付し、調整交付金は別枠化すること。

2 介護職員・介護支援専門員等の確保・定着を図るため、介護保険財政に過度な負担が生じることのないよう十分配慮しつつ、更なる処遇改善を図るとともに、新規人材の確保や職場環境の改善、離職防止などにおいて、より実効性のある対策を早急に講ずること。

令和5年11月8日

厚生労働大臣 武見敬三様

九都県市首脳会議

座長 神奈川県知事	黒岩祐治
埼玉県知事	大野元裕
千葉県知事	熊谷俊人
東京都知事	小池百合子
横浜市長	山中竹春
川崎市市長	福田紀彦
千葉市長	神谷俊一
さいたま市長	清水勇人
相模原市長	本村賢太郎